

ケアマネット ながの 2009 3月

NPO法人長野県介護支援専門員協会広報誌

NPO法人
長野県介護支援専門員協会事務局
〒380-0836
長野市南長野県町1001番地3
□ワール丸ビル4F
電話026-286-1366
FAX026-286-1367
E-mail nacm@tuba.ocn.ne.jp

vol. 13

歴代会長の対話が実現！

日時：平成20年11月18日

場所：長野県介護センター

平成20年11月18日、長野県介護センターにて歴代会長の合津文雄氏、岸田公子氏、そして中村雅彦会長に突撃インタビューをしました。協会の昔話や今後のこと、21年度改正のことなどをお話いただきました。その対談の様子を今号、次号にてご紹介します。

歴代会長3者対談①

質問1 介護保険が始まってから現在までケアマネにとって良くなった点、悪くなったと思う点がありますか？

岸田：人数制限で担当人数が減っても、予防給付が加わったことで忙しさは変わらないと感じてる。あえてあげるなら、地域の中でケアマネという言葉が出てきたことかな。

中村：そういう面では「ケアマネは何をするひとだい？」って聞く人がいなくなってきたということ？。

合津：個人的な意見として、私の父親が怪我で要介護状態になってサービスは何を使えばいいのかケアマネに相談したら、歩行訓練をかねたデイケアを利用することになったが、利用してみてケアマネが親身になってやってくれた。利用する側としては頼りになる存在だった。利用者としてはとても有難い存在ですね。

中村：ケアマネの存在、役割が地域に浸透してきたことが「良くなった点」なんでしょうね。

岸田：その代わりに、ケアマネの質や評価も厳しい目で見られるようになってきた。どのような関わり、調整をしていくかで「いいケアマネ」「悪いケアマネ」を厳しく評価されてきている。介護保険開始当初より、利用者はケアマネというものが見えてきました。

岸田：国保連にケアマネに対しての苦情がいろいろあがってきているということは、やはりケアマネの社会的評価をされている。だからこそ、しっかりケアマネという仕事をやっていかなければいけないと思うんです。



合津：でも利用者にとっては頼りになる存在ですよ。当初の「ケアマネは何をする人だい？」から「何かあったらケアマネに相談しよう。」という点では頼りになる存在になってきた。その点は、良くなったことだと思う。

岸田：悪い点としては、行政や病院から、何でも「ケアマネに丸投げ」的なことがある。介護保険が出来る前は、「これは民生委員さん、これはソーシャルワーカー」のような振り分けがあったが「とりあえずケアマネに聞こう。」となっている点で、大変な仕事を担っている。ネットワークづくりが苦手なケアマネは大変な仕事かもしれない。



中村：ケアマネは高齢者支援の全体を担っているという点では大変ですね。介護保険の枠の中でケアマネは動いていく一方で、介護保険外や、どっちつかずの部分も担うように期待されている。本来、地域ケアの中で関わっていく役割の1つである姿が、全てを担ってしまうケースがあって、上手くいかなくなり燃え尽きてしまうケアマネもいる。介護保険の設計上の問題なのかな？

合津：設計上の問題だと思う。制度上、給付管理業務をケアマネが担っているが、本来これは保険者の仕事。それをサービスコーディネーターであるケアマネがやることではないんです。サービスを枠の中に、はみ出ないように入れ込んでいく。

中村：本来、「必要なサービスを、必要なだけ入れる」べき役割が、実際は「枠内で納めよう」と組み立ててしまう。設計上のミスですね。

合津：だったら、介護保険の支給基準限度額ではなく、ケアマネにある程度の裁量を持たせるようにすればいい。例えば、経済的要件、社会的要件、収入の多寡など「生活問題としての介護」という面でケアマネの権限、幅をもたせても良いのではないかと思う。私は、これは本来、介護認定でかわすことだと思い続けています。

岸田：ええ、最低限の保障を持てる権利が与えられてもいいと思います。ただ、大事な保険料を任せられているので、「給付管理はあまり良く知らない」では良くないと思います。給付管理の研修や勉強は必要だと思いますよ。

合津・中村：全くそのとおりです。

岸田：最低限の保障を与える権利をケアマネが持っても良いのではないか。当初はケアマネに権利をどこまで持たせるか、どこまで任せるか明確ではなかった。だけど、今は十分役割を担っている。これから制度的にケアマネとしての権限を拡大していくことも大事だと思う。

合津：それに社会的位置づけも確立してほしいですね。それなりに実践を積んだケアマネが評価を受ける段階的な仕組みを作っても良いのでは・・・。

中村：支給限度額は関係なく必要なサービスなどをマネジメントできれば給付管理なんて枠は気にしなくてもいい。これからはケアマネがアセスメントして必要なサービスを見出し、必要なサービスを適切に提供できる力を持たなければいけない。

岸田：実はサービスを提供する事業所側の問題もある。「お客様はどんどん来てください。」的な事業所もある。ケアマネだけの問題ではない。これは、本当は社会全体で考えていかなければいけない。

中村：ケアマネに限らず、きちんとできない人がいる。そういう人が何でもかんでもやって



しまうと困るということも根底にあるんですよね。

岸田：そう。必要以上に使うことがあると、ブレーキをかけなくてはならない。その役割を担うのはケアマネだから。

中村：実際、そういった良いケアマネが求められていて、良いケアマネが多くなって来て、そのケアマネの声を行政は馬耳東風することは出来なくなってきましたね。

合津：だけど「質の向上、質の向上」といわれるが、どこをどう向上するとどうなるかが全

く見えない。どこまで質が向上したのかどうやって測定するの？逆に社会的位置づけを先に上げて、それについてこさせるようなやり方でもいいと思う。質の向上が先か、地位が先かは分らないけど、私は、経験や研修を重ねたケアマネたちの社会的位置づけを高くして、将来は医師と同等に渡り合えるくらいの職種になっていかなければならないと思う。そして、それに見合った報酬が得られるような仕組みにして行くべきだと。

中村：それが実現したら「燃えつき症候群」は無くなりますよね。

岸田：独立型（居宅介護支援事業所）にしないとダメですよ。公平中立が保てない。法人併設型だと、いくらケアマネが質を向上して、どんなに経験を積んでも自分の意見が通らないことがある。独立型の採算が取れる社会的位置づけにしないとダメだと思う。

合津：インセンティブ（励みとなる動機）が働かない。仕事は大変な上に、さらに質を向上しろという。「どこまでいけばケアマネは社会的評価されるのか？」というゴールが示されずに、それは無理な話です。

中村：「質の良いケアマネジメントをしろ！」といっても、どうすれば質が良くなるのか誰も教えてくれない。そこで、形に変える作業をしたら、前回の改定で「プロセス重視」ということになり、その結果、紙に書く作業ばかりになってしまった。

質問2 平成21年度の改定はケアマネにとってどう影響しますか？

岸田：報酬は上がるがあまりケアマネにとって変わらないと思う。期待もあるが、反面そういった不安もある。

中村：行政はただでは報酬を上げてくれない。つまり、報酬が上がっても必ず尾ひれが付いて、余計大変になったり、業務が難しくなったりすることがついてくる。

岸田：いい方向に影響してくれば良いが、不安もある・・・。

合津：介護報酬が一律3%上がるだけなら、ケアマネが評価されたことにならない。それに、一人ひとりの給料が上がる要因にはならないでしょ。実際問題、どこの事業者だって少し報酬が上がっても、給与は上げないでしょ？

岸田：ケアマネ業務は赤字セクションだから、事務所の中でちょっとは黒字になってちょっとはいい顔できる程度にならないと（笑）。

合津：とにかく今回の改定は、給与面では優位に働いたり、ケアマネの地位の確立には全く結びつかないと思いますよ。

岸田：この改定の中身をしっかりとみて必要があれば協会としては提言をあげていくべきだと思います。

質問3 協会立ち上げの苦労話がありますか？

中村：当時、合津さんや岸田さんが立ち上げてくれたんですが、そもそも、なぜ「協会をつくろう」となったんですか？

岸田：あの時はケアマネが地域に出ていない時代で、かといって県主催の研修だけだと自分たちが必要と考える研修が出来ない。気持ちを分かち合える横のつながりもない。ケアマネへの対応もまだ低かったから。

中村：協会ができたのは平成14年7月ですね。

岸田：平成12年の冬くらいから立ち上げの話がありました。

合津：その当時、アンケートをとった時に、業務の大変さや、孤立化、孤独な作業になっていてお互いの情報交換も出来ないという声があって・・・。

岸田：そう、ケアマネとして自立して行く機関がどこにもなくて。県に意見を言っていく団体としての機関がなかった。やっと事業者連絡会などの色々な介護保険事業が動き出した時期だった。ケアマネの横のつながりもないし、自分たちの組織がほしかったんです。そこで、アンケートをとったら700人程の方が入ってくると言ってくれて本当に有難かったですね。

合津：あの頃は、みんなの声に答えようと必死だったし、制度に対して県や国に提言していくために、みんなの総意として伝えていくには組織化するしかないと思っていました。

中村：長野大学で規約等のたたき台をつくる会議をしましたよね。13年の夏だったかな。

岸田：そうです。この組織を作る時、みんなで夕方まで休憩もとらずに討議していた記憶しかないです。個人会員にするか団体にするかだけでも1日かかっていた。気持ちも一緒になっていた時代でした。

合津：協会が出来て、横のつながりを作って苦労話をし合える組織になったかといえば、まだそこまで到達していないと思う。

岸田：立ち上げて私が良かったと思う点は、サービス公表制度や監査等で調査員や役員に「ケアマネとしてはこうしてほしい。」などと言えたり、情報交換をさせてもらったこと。また、医療連携のワークシート作成など、県や他の団体と協働の機会を与えられ、県の策定懇話会にも協会の名前が出てくるようになって委員の一人としてケアマネの必要性や現状について訴えられるようになったことがうれしい。



次号へつづく

各支部からの平成 21 年度活動報告

長野支部

長野支部は、信濃町、飯綱町、小布施町、須坂市、高山村、長野市、千曲市、信濃新町、小川村、中条村、坂城町の3市、5町、3村であります。各市町村には、必ず幹事等が1名から6名おり、総役員数は19人です。会員は357名であります。支部としては、やはり居宅・施設のケアマネジャー一人ひとりの資質向上を目指し、研修事業に力を入れております。

大北支部

大北支部では事業者連絡会の後援で、奇数月第3金曜日18時から大町市総合福祉センターで支部会兼研修会を開催しています。会員外も含め十数名が参加し、研修会を契機に加入された会員もいます。今後も定期的集える場を提供したいと思っております。

木曾支部

木曾支部では木曾郡事業者連絡会さんと共催で介護支援専門員だけでなく、木曾郡全体の介護保険事業者のレベルアップを目標に、年3回の研修会を行いました。今後は、協会の参加に少しでもつながるような研修や活動が出来ればと考えております。

伊那支部

「今年こそ活動の充実を図ろう」と毎年決意だけはするのですが、結局、年度末に研修会を行うくらいで終わってしまいます。20年度も3月に倫理研修会を行う予定です。来年度は、受験対策も復活させたりして活性化を考えています。

北信支部

北信支部では、平成18、19年度は、長野支部と合同で研修会を実施して参りました。平成20年度は支部会の開催及び9月に「介護支援専門員とストレス」について研修会を開催しました。

上伊那支部長

上伊那支部では、5月17日県介護支援専門員定期総会への協力、10月6日に伊那市包括支援センターとの共催で「私たちの事例で学ぶ生活アセスメント研修会」、10月29日に看護協会上伊那中部ブロックへの参加協力のもと「継続看護研修会」を開催いたしました。

上小支部

上小支部では、平成21年2月21日にアセスメントからケアプラン作成までの過程の基礎的な部分からの学習会を開催しました。この研修会は、範囲が広いこともあり、来年度にかけて何回か開催していく予定です。また、より多くの方が出席出来るよう広くお知らせしていく予定です。

松本支部

松本支部では平成21年1月24日に支部総会を開催しました。総会後に、県長寿福祉課保健係より「要介護認定について」の講演をしました。松本支部の支部活動は始まったばかりです。テーマソングは「宙船」です。一緒に漕いでいきましょう。皆様のご協力をお願い致します。ご意見お聞かせ下さい。

佐久支部

佐久支部では昨年末から、「ケアマネが元気になる認知証研修会」を3回シリーズで開催しておりますが、聞くだけではなく、事例の持ち寄りでもなく、「参加し、閃きを大切に、頭を柔らかくする」研修会です。皆様の参加をお待ちしております。

* * 新企画のお知らせ * *

次回広報誌より「ちょっとしたケアマネの疑問」コーナーが始まります。皆さんの業務の中で「こういう時はどうすれば良いの？」などの疑問がありましたら協会がお答えしていく企画です。ちょっとした疑問がありましたら、事務局まで連絡下さい。

会費納入状況

会費納入通知により会費の納入をお願いいたします。
3月10日現在、納入率は●●%です。